

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
事業全般	・公費解体で部分的に残った住宅を新たに壊した際に、敷地の段差が高くなります。がけや段差などの安全性確保のための整備については補助が出るのですか。	宅地復旧補助金の対象になるかは、ご依頼内容に基づき、現地の確認をさせていただきます。(熱海市) 公費解体で部分的に残った住宅が河川工事に影響する際は解体いたします。その際、がけや段差などの安全確保については、河川事業で対応できるように検討をしております。(熱海土木事務所)
	・工事が区間ごと順番に行われるのであれば、河川工事がすべて終わるまでは自宅に帰らないほうが良いと考える人も出てくると思います。	工事期間中は段階的に車両の通行止めとなり、地域の皆様にはご不便をお掛けしますが、可能な限り日常生活の支障とならないよう努めてまいります。(熱海土木事務所)
	・工事が始まったあと、工事中の車の動線はどのようになりますか。	暗渠区間の工事期間中は、全面通行止めとなります。このため、県で歩行者通路を鉄道交差点を除いて確保いたしますが、車両の通行ができなくなります。また、車両の通行につきましては、迂回をお願いするとともに、工事区間に隣接する方々の車のご利用につきましても、工事期間中は県が準備する代替駐車場の利用をお願いしたいと考えております。(熱海土木事務所)
	・今後の河川・道路整備に関するスケジュールを提示してほしいです。	復興事業の工程につきましては、基盤となる道路、河川の工事に関して、令和6年3月22日に開催された第2回懇話会において工程をお示しいたしました。この工程につきましては、ホームページにも公開しておりますので、そちらでもご確認ください。(熱海市・熱海土木事務所)
	・工事期間中に車で家まで行けない場合、仮の駐車場の整備場所をよく考えてもらわないと非常に不便になります。	仮の駐車場の位置については、工事着手までに個別にご相談をさせていただきます。(熱海土木事務所)
	・配布資料で事業の説明をしていたのですが、紙の資料ではわかりにくい。完成予想模型のようなものは作れないのですか。	令和6年1月27日及び28日の日程で、実際の河川幅や道路の高さ等を表した丁張(木枠と紐で位置や高さを表すもの)を現地に設置し、現場説明会を開催いたしました。また、今後の事業の説明につきましては、模型やCG(コンピューターグラフィック)を使用した説明も検討いたします。(熱海市)
	・岸谷本線の岸谷クラブの前後で地下水が流れ出ています。	現地の状況をお伺いしながら、地下水を阻害しないよう対策を検討してまいります。(熱海土木事務所)
	・河川・道路整備に対する住民の理解はどうなっていますか。	地区別説明会では、計画を見直す提案は少なく、早期完成を求める意見が多かったことから、多くの方にご理解をいただけていると認識しております。引き続き、より多くの皆様ににご理解いただけるように努めてまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・台風や地震等の懸念がある中、迅速に河川・道路の整備を行っていただきたい。地権者の了承が得られ次第、順次、河川・道路整備を進めてよいのではと考えています。	用地買収にご協力いただいた箇所から、工事に着手してまいります。(熱海土木事務所)
	・本日の説明会で出された意見は、計画の変更があり得る覚悟で聞いているのが、まず初めに教えてほしいです。	いただいた意見については、集約した上で、それぞれの対応を整理し公開していきたいと考えております。また、計画の変更が生じるような意見については、内容を精査し、変更の必要性について検討してまいります。計画の変更については、「伊豆山復興まちづくり推進懇話会」においても意見を伺い、復興計画への反映を検討してまいります。(熱海市)
・地区別説明会方式は、意見を発言しづらい方への配慮ができ、素晴らしいと思うが、意見を聞いたところで計画自体が何も変わってなければ、意味がないということは承知しておいてほしいです。	いただいた意見については、集約した上で、それぞれの対応を整理し公開していきたいと考えております。また、計画の変更が生じるような意見については、内容を精査し、変更の必要性について検討してまいります。計画の変更については、「伊豆山復興まちづくり推進懇話会」においても意見を伺い、復興計画への反映を検討してまいります。(熱海市)	
・河川・道路が現状より高くなることで、宅地部分が低くなり、敷地の嵩上げが必要になります。農地については嵩上げする事も難しいです。	河川・道路が高くなることについての対策などは、各敷地により状況が異なりますので、個別に対応させていただきます。(熱海市・熱海土木事務所)	

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
事業全般	・岸谷地区の工事が遅れていると思いますが、現在の仮設住宅に関する補助(支援)は、今後も行われるのですか。	個々の状況に応じ、庁内で調整し補助(支援)についての延長を検討してまいります。(熱海市)
	・道路及び河川事業について、工事の実施に関する案内は、改めて別途あるのでしょうか。	工事着手前に町内会の回覧文書等によりご案内をさせていただきます。また、避難されている方々につきましては、同様の文書を郵送させていただきます。(熱海市・熱海土木事務所)
	・復興事業における全体計画について、現状の整備方針で事業は進行していくのでしょうか。また、復興に向けた計画の進捗状況はどの程度なのでしょうか。	逢初川の河川改修及び道路整備につきましては、現状の整備方針により進めてまいります。また、計画の進捗状況につきましては、現在、開渠区間では用地交渉を進めるとともに工事施工中であり、暗渠区間については設計中となります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・復興計画を進めるにあたり、気を付けている点(ポイント)はありますか。	復興計画全体の進捗になるべく影響が出ないよう、同時に進められる事業は同時に進めていきたいと考えております。(熱海市) 逢初川の河川改修にあたり気を付けている点につきましては、地域の皆様にご不便をかけないように、事前のお知らせを徹底するとともに、できる限り交通規制を少なくすることや通行止めとなる場合の迂回路や代替駐車場の確保、歩行者通路の確保を行ってまいります。また、工事中の安全対策として注意喚起の看板や赤色灯を設置してまいります。(熱海土木事務所)
	・一部分の工事着手の遅れが、復興全体の進捗に影響するのでしょうか。	工事着手が遅れる箇所にもありますが少なからず影響はあると認識しており、複数箇所の工事を併行して進めるなど、復興全体の進捗に影響のないよう努めてまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・工事について、現状で手を付けられる場所から行うといったことはできないのでしょうか。	河川工事につきましては、基本的に下流側からの施工が望ましいと考えておりますが、安全性に配慮しつつ、用地買収が完了し、着手できる箇所から工事を実施してまいります。(熱海土木事務所) 道路工事についても用地買収が完了し、着手できる箇所から工事を実施してまいります。(熱海市)
	・土石流が起きた後に、すぐに被災者の話を聞き、何度も設計を繰り返しながら進めて今の形になっていけば良いですが、今の行政の進め方は不安です。	道路計画に関しては、7回の説明会等で意見を反映し計画されたものになります。この道路計画については、あらかじめ令和5年10月より地区別説明会等において説明し、意見を伺ってまいりました。地域の安全性・利便性確保のため、現計画を基本と考えておりますが、今後とも意見を伺い、道路計画への反映を検討してまいります。(熱海市)
	・ライフラインの整備(自宅敷地内)をしているところですが、お知らせもなく事後的に道路が上がりますと言われ、ライフライン整備のやり直しをまた自費で行ってくださいと言われており、納得がいかないと思います。このようなケースがほかにもある場合は、事前に知らせてください。	計画などについては、出来る限り早い段階で事前にお知らせしてまいります。(熱海市)
	・道路・河川工事はいつから始まるのですか。	現在、伊豆山神社線の下ボックスカルバートを広げる工事を進めております。また、岸谷2号線の工事に令和6年1月に着手いたしました。今後、用地買収が完了し、出水時の安全対策が可能な箇所について順次工事に着手してまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・このまま6割の反対が進んだ場合、この状態はいつまで続くのでしょうか。	今後、買収に協力をいただいた土地の工事を進めながら、粛々と用地買収を進めてまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
・戻るか戻らないかも決めかねています。12/1からは、仮設管こそあるが道路上にはインフラが整うと考えていいのでしょうか。	河川道路工事の影響で帰還ができない一部を除いては、ライフラインの復旧は完了しております(仮復旧含む)。(熱海市)	
・岸谷倶楽部跡地はどうなりますか。地権者も多いと聞いています。	岸谷倶楽部跡地については、公共での活用ができるか検討しております。また、買収する場合には地権者全員に交渉を行う必要があり、地権者が多いため調査に時間を要しております。(熱海市)	

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
事業全般	・道路、河川、公園用地以外の空き地買収の考え方はどうなるのですか。	買収希望がある土地については、事業を進めていく中で、公共用地としての必要性を検討し、必要に応じ買収してまいります。(熱海市)
	・まちとして住み直すための災害復旧という認識があります。そこに住む人の利益を考えないのでしょうか。	道路については、防災面の向上や接道要件の支障の解消など地域に必要な道路となります。(熱海市) 今後起こる可能性がある豪雨災害から、逢初川流域の方々の生命や財産を守るために河川改修を進めております。(熱海土木事務所)
	・小学生と中学生の子供がいるため、現状の居住環境に窮屈さを感じています。一戸建ての住まいの建設も検討していますが、工事の進捗状況により建てられないことが想定されます。今後の住宅ローン等の支払いを考えると不安が残ります。	復興事業の工程につきましては、基盤となる道路、河川の工事に関して、令和6年3月22日に開催された第2回懇話会において工程をお示しいたしました。この工程につきましては、ホームページにも公開しておりますので、そちらでもご確認いただけます。なお、被災した皆様の今後の生活設計にかかる重要な部分でもありますので、更に詳細な工程を少しでも早い段階で示してまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・事業について、未着手の部分が多いにも関わらず、「戻りたいか」と問われても答えようがないと思います。ある程度の整備が行われてから質問をしてほしいです。	復興事業の工程につきましては、基盤となる道路、河川の工事に関して、令和6年3月22日に開催された第2回懇話会において工程をお示しいたしました。この工程につきましては、ホームページにも公開しておりますので、そちらでもご確認いただけます。なお、被災した皆様の今後の生活設計にかかる重要な部分でもありますので、更に詳細な工程を少しでも早い段階で示してまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・復興が遅くなっている原因が県なのか市なのか被災者には全くわかりません。	河川改修や道路整備が遅れている原因は、用地交渉と鉄道事業者との協議等に時間を要しているためとなります。一日も早く完成できるように県市ともに全力で取り組んでまいります。(熱海市・熱海土木事務所)

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
河川事業	・逢初橋の下流の河川拡幅をずっと聞いていますが、詳しく教えてほしいです。	逢初橋下流の河川拡幅工事につきましては、河口部付近の約50mの区間を計画しております。工事期間中は市道が通行止めとなりますので、詳細が決まりましたら、町内会を通してお知らせさせていただきます。（熱海土木事務所）
	・4m道路を狭くしたり、河川を細く深くすることもできないのですか。	逢初川兩岸の道路幅員を4mにしている理由につきましては、設計基準により最低限必要な幅となります。（熱海市） 逢初川の改修の設計にあたっては、工事箇所が急勾配で険しい地形であることや川の流れが早いこと、広い作業スペースが確保できない制約条件があることから、他の工法に比べて、狭い作業スペースでの施工や施工後の維持管理が容易である石積工法を採用し、また、できる限り川幅を広げないようにしております。（熱海土木事務所）
	・河川の高さが、現状より高くなると聞いているが、実際はどのようになっていますか。	開渠区間の河川護岸の高さにつきましては、河川両側の道路計画の影響により一部高くなる箇所がございます。川底（河床）の高さについては現状と大きく変わりありません。兩岸道路は、急峻で起伏のある地形に対して、概ね一定の勾配として設計基準に取まるように計画しているため、宅地との高低差が生じる部分がありますが、影響は個々の民地によって状況が異なっております。（熱海市・熱海土木事務所）
	・河川工事に関する内容ですが、自宅前の河川が開渠の計画となっています。開渠にする理由は何でしょうか。暗渠はいけない理由があるのでしょうか。	河川を開渠にする理由につきましては、点検や修繕、維持管理が容易で、洪水の状況が把握しやすく早期の避難が可能となるためです。また、暗渠とした場合、土砂や流木により詰まった時に被害が発生しやすいことやつまりの解消に時間がかかるなどのデメリットがございます。（熱海土木事務所）
	・河川が開渠になってしまうと、自身の土地の利用ができなくなる（川で土地が分断される為）ので、開渠にするなら代替地を用意してほしいと考えています。	代替地につきましては、他の買取対象地権者が残地を手放したい場合のマッチングや、周辺で利用可能な土地の探査などに努めてまいります。（熱海土木事務所）
	・浜地区の河川工事後に残った自分の土地が、どの程度の面積使えるのかが分かりません。	浜地区での用地買収の面積は、河川改修の設計が完了していないため、現時点でお示しができておりません。準備ができ次第、速やかにご説明させていただきます。（熱海土木事務所）
	・開渠では水の流れる音が、すごく大きく聞こえます。台風の際は、特に音が大きくなり、生活する上で気になります。	暗渠に比べて開渠の方が水の流れる音は大きく、台風の際はさらに大きくなると推測されますが、点検や修繕が容易で、洪水の状況が把握しやすいことにより早期の避難が可能となるなどの利点が多いため、開渠の計画としております。（熱海土木事務所）
	・J R線から国道135号の区間ですが、岸谷本線から参道まで行く階段の高さと勾配が前よりきつくなるのではないのでしょうか。高齢者が多いことに配慮して、設計してもらわないと困ります。	岸谷本線から参道までの階段につきましては、河川改修に伴い、付替えが必要になります。付替えにあたりましては、従前の機能と同等の整備を予定しております。設計が完了しましたら、ご説明させていただきます。（熱海土木事務所）
	・現地に住んでいる住人は、J R線から下流の区間を暗渠にしてほしいと考えています。計画を考え直してもらえないのでしょうか。	逢初川のJ R線から下流側（国道135号まで）につきましては、現在、設計を進めております。設計にあたっては、点検が容易で、洪水の状況が把握しやすく早期の避難が可能となるように、開渠を基本に考えておりますが、設計が完了しましたら、ご説明させていただきます。（熱海土木事務所）
	・J R線から下流の区間に、公費解体で解体できなかった住宅の一部が残っていますが、そこも河川整備がされてしまうのでしょうか。	J R線から下流の区間の計画につきましては、お示している図面ではご指摘の箇所に整備する方針ですが、現在、設計中であり確定しておりません。設計が完了しましたら、ご説明させていただきます。（熱海土木事務所）
	・JRとの交渉・協議に時間がかかるのはなぜでしょうか。	鉄道周辺の工事に関しては、線路の変異等により走行に支障が生じる他、工事中においても、クレーンのブーム等が運転士の視界に入るだけで運行停止となるなど、厳しい制約をクリアしていく必要がございます。更に、今回の施工箇所は、新幹線と東海道線の両方に近接し、地形条件も、狭隘かつ急峻であることから、工事を実施する際の鉄道施設への影響が大きく、河川の設置位置や工法選定に制約が多く、検討に時間を要しております。（熱海市・熱海土木事務所）
・J R線から上流の河川工事の暗渠区間はいつごろから工事着手するのですか。工事時期を提示してもらわないと戻るかどうかの判断ができません。	J R線から上流の暗渠区間につきましては、鉄道事業者や道路管理者、ライフライン等の占用事業者と設計協議中であり、現時点で、工事着手時期をお示しすることができておりません。設計が完了しましたら、ご説明させていただきます。（熱海土木事務所）	

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
河川事業	・JR線から上の暗渠区間の道路高は、どのようになりますか。	暗渠区間の道路高については、概ね現在の高さになる予定ですが、現在、設計中であるため決まっておりません。設計が完了しましたら、ご説明させていただきます。(熱海土木事務所)
	・全体的な説明をされても理解できません。特に図面等は素人には全く理解できません。部分的にわかりやすく説明をしていただきたいです。また、新旧の河川が分かるように表現していただきたいです。	河川の幅や道路の高さ等を丁張(木枠と紐で位置や高さを表すもの)で示す説明会を令和6年1月27日及び28日に現地開催いたしました。引き続き、わかりやすい説明に努めてまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・JR東海道線とJR新幹線の間の部分を暗渠としてほしいです。(蓋をして欲しい)車が対面ですれ違うことが難しく、車を交わせるスペースが少なくて困る人が多いです(現在は、河川部のみ開渠)。	JR東海道線とJR新幹線の間の区間の逢初川につきましては、暗渠にしたいと考えておりますが、現在、設計中であるため決まっておりません。設計が完了しましたら、ご説明させていただきます。(熱海土木事務所)
	・下流側に居住している住民にとって、上流側の河川工事進捗がわからないため、いつ逢初川の改良が完了して、安全な川になるのか心配です。	工事スケジュールや進捗状況につきましては、これからも地域の皆様に「逢初川だより」等によりお伝えしてまいります。(熱海土木事務所)
	・河川工事の順序は上流部から始める事になるのでしょうか。	河川工事の順序につきましては、基本的に用地が買収できた箇所から着手する考えですが、本事業は地域の安全・安心の確保に欠かせないことや復興まちづくりに資する事業であることから、一体的にスピード感をもって取り組んでまいります。(熱海土木事務所)
	・下流部が部分的に暗渠でいいのか疑問があります。せめて下流部の暗渠は怖いので、どうかならないかと思っています。	JR線周辺については、開渠にする影響が大きく、膨大な工期を要するため、災害復旧の観点から暗渠としております。暗渠部については、閉塞が起きないように、現況の暗渠部より断面を大きくする計画で進めております。(熱海土木事務所)
	・市道伊豆山神社線の仮設道路(迂回道路)の工事を行うのはなぜでしょうか。また、いつ終わるのでしょうか。	伊豆山神社線の下を流れる逢初川の暗渠部の改修工事では、断面を大きくするための工事施工時に、交通量の多い伊豆山神社線を通行止めにするため、迂回道路(仮設道路)を整備いたしました。暗渠部の改修工事完了後、ライフラインを復旧し舗装工事を行い、伊豆山神社線を元に戻します。引き続き、迂回道路の撤去を行い、全て終わるのは、令和6年の秋ごろの予定としております。(熱海土木事務所)
	・伊豆山神社線の迂回道路を元に戻す工事を施工する際は、安全第一で、事故がないようにしていただきたいと思えます。	引き続き、事故がないよう安全第一で工事を進めてまいります。(熱海土木事務所)
	・過去の台風時に市道の蓋が浮いてしまうことがありました。	開渠の河川にし、断面を広くすることにより危険を減らしてまいります。(熱海土木事務所)
	・道路や自宅下の方へ地下水が流れていっていると思うが不明である。	ご依頼内容に基づき、調査を行ってまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・県に裏切られたことがあります。河川工事はしようがないと思っていましたが、前の熱海土木所長と定点観測することで写真を提供してもらおう約束したがやりませんでした。最近では、川沿いの測量のために、自分の土地を勝手に計測していたこともありました。こうしたことが積み重なり、信頼できなくなっていました。調査の協力をしないともしも言っていないし、絶対入るなどは言っていない。事前に声かけてくれれば入ることも構いません。連絡もなしに入られると、何か騙されて悪いことになるのではと勘ぐってしまう事になります。河川改修のためなら用地交渉に真っ先に手を上げてほしいと話しているときもあった。	定点観測の写真提供につきましては、可能なものは提供させていただきますので、熱海土木事務所にご相談いただければと思います。また、測量のために無断で敷地に立入ったことにつきましては、今後、十分注意してまいります。(熱海土木事務所)
	・逢初川だよりに進捗がどうなっているのか記載がされるだけでも安心します。	河川事業の進捗状況につきましては、今後も「逢初川だより」等によりお知らせいたします。(熱海土木事務所)

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
道路事業	・新しくできる道路は、車いすでも通れる幅の道路にして欲しいと思います。	地形による土地の幅や勾配の制限がありますが、ご要望として参考にさせていただきます。(熱海市)
	・自宅と隣接する道路が高くなる場所もありますか。	急峻で起伏のある地形に対して、一定の勾配で道路を計画しているため、場所によっては、道路が宅地より高くなる可能性がございます。(熱海市)
	・東海道線より下流側の道路は、どのような線形となりますか。もっと道路幅を広くしてもらいたいと思います。	河川はゆっくりカーブするよう計画したい為、現在の道路よりも東京側に河川の線形を変更することとしております。鉄道事業者と協議しながら河川、道路の検討を進めてまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・道路の工事は順調に進んでいますか。	道路の工事は、岸谷2号線の工事を令和6年1月下旬に着手しており、R6年秋頃に開通予定ですが、一日でも早く開通できるよう工事を進めてまいります。(熱海市)
	・河川道路事業で所有地を一部提供し、三角形の残地が残るが、道路との段差ができる箇所はすべて道路補償対象となる理解でいいのでしょうか。	高低差が生じることへの影響は個々の民地によって状況が異なりますが、「道路事業における補償」や「宅地復旧補助金制度」を活用し、地権者にできる限り負担が無いように個別に検討しております。(熱海市)
	・河川の兩岸道路は一方通行となりますが、Y字の下り末端付近に家があるので、下流部からすぐに自宅の方へ曲がれるようにしてほしいです。	ご要望に添えるよう検討してまいります。(熱海市)
	・道路が便利になると、国道からの迂回路にもなることが懸念されます。交通の安全対策はどうなっていますか。	供用開始後の交通状況を見ながら、警察と連携して安全対策を考えてまいります。(熱海市)
	・先が見えない道路は怖いと感じます。	当該箇所が急峻な地形であり、道路が急勾配となっているなかで、逢初川を横断する橋梁の交差点部分だけが水平となることで、走行車両からの視距が確保しにくい可能性がございます。これについては、安全な道路整備のため、可能な範囲で必要な視距を確保できるよう調整してまいります。(熱海市)
	・岸谷本線(一方通行部)の拡幅等は行わないのですか。	岸谷本線の伸道バス停から旧岸谷クラブ間の狭隘部分については、地権者様の了解を得られたところから拡幅工事を行ってまいります。同様に、岸谷本線のJR線前後や岸谷3号線の狭隘部分についても拡幅を検討しております。(熱海市)
	・岸谷2号線の取り付け道路は、令和6年1月からの工事が本設となることでよいでしょうか。	既存の岸谷本線への接続部分は、兩岸道路の着手時まで仮設での取り付けとなります。(熱海市)
	・既存の岸谷本線が低く、岸谷2号線カルバートの道路面が高くなると、運転時に前(道路面)が見えなくなってしまう。	岸谷本線が岸谷2号線接続部より低くならないように計画しております。(熱海市)
・旧岸谷2号線はどうなるのでしょうか。	旧道の取扱いは検討中となります。(熱海市)	

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
道路事業	・新岸谷2号線と旧岸谷2号線と間の窪地となる部分はどうなるのでしょうか。	窪地とならないよう施工をいたします。(熱海市)
	・岸谷倶楽部から上に住む住民は、新しくできる道路による恩恵がないと感じています。新設の両岸道路は、建物の建築のための役割もあると言いますが、今まで通りの道路でも再建築できるのではないのでしょうか。	現道が狭小のため、道路整備により「緊急車両の出入り」「住宅密集箇所の延焼防止」「避難・迂回ルートの確保」など、防災面の安全性が向上いたします。また、伊豆山神社線へのアクセス道路が増える他、建築基準法に基づく接道要件が解消されるなど、利便性も向上いたします。その他にも、景観が向上されるなど、住環境の改善にも繋がります。(熱海市)
	・事業計画について莫大な費用が掛かるのならば、一般的に費用対効果を考えるものではないのだろうか。	当事業は緊急車両の通行や、一般車両の安全な通行、宅地への接道要件など、地域の生活を向上することを目的とした事業であるため、渋滞解消や移動時間の短縮などの交通量予測等の調査や費用対効果の算出は実施しておりません。(熱海市)
	・岸谷クラブ周辺は、新しい岸谷2号線と既存道路に段差が生じる為、2号線の工事が完了しても車の進入が行えず、住民にとって整備が行われても無意味ではないのだろうか。	新しい岸谷2号線と既存道路がつながるように工事を進めてまいります。(熱海市)
	・伊豆山神社線への取り付け道路も一方での接続ではなく、複数方向も考えられないのでしょうか。	伊豆山神社線への取り付け道路は交互通行ができるよう計画されております。(熱海市)
	・現在、伊豆山神社線の仮設道路で所有地が利用されている。県からは工事の説明がありましたが、市からは市道の一時的な切替えの話が一切ありませんでした。	県の河川事業により、仮設道路を設置している為、改めて市から説明はしておりません。(熱海市)
	・現在、付け替え道路を通行するようになっているが、伊豆山神社側から来た車が(旧熱海市消防団第四分団手前で)市道伊豆山神社線から市道寺山線に急に右折してきます。事故が起きていないだけで、今後は事故が起きる可能性が極めて高く、不安です。	河川工事による道路付け替え期間中の安全対策については十分配慮してまいります。(熱海土木事務所)
	・現在工事をしている市道伊豆山神社線は、最終的には道路線形は変わるのでですか。	従前の道路の形に戻す計画となっております。(熱海土木事務所)
	・逢初川上流の大館建設の資材置き場以南は道路をつくってほしい要望もあったが、計画はないのですか。	ご指摘頂いた箇所は、現在道路計画はございません。(熱海市)
	・河沿いの道路をつくることで護岸が2m上がるのでしょうか。つまり、道路がない場合は上がらないのか。道路や宅盤をつくるためにかさ上げが行われるという意味でいいのですか。	護岸のすべての箇所で、2m上がるわけではございません。また、護岸高は様々な要素で決まっているため、道路や宅盤を造る為だけに上がっている訳ではございません。(熱海市)
	・図面に記載されている中流部の河川を渡る橋は、車が通れるものですか。	ご指摘の橋は人用の橋となり、1.5m程度の幅となります。(熱海市)
	・岸谷本線(一方通行区間)を逆走する車があり危険です。今後、注意喚起についてはどう対策する予定ですか。また、一方通行の交通標識(岸谷倶楽部跡地付近)が見えにくい箇所があります。	注意喚起の看板を追加設置いたしました。(熱海市)

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
宅地復旧	・宅地復旧補助金の中で、なぜフェンスが対象外なのですか。	宅地復旧補助金制度は、被災宅地の安全性を回復するために土石流等によって被害のあった擁壁や宅盤を復旧する制度であるため、フェンスやブロック塀などの地盤を留めていないものについては対象外としております。(熱海市)
	・自宅内の土砂をとるために、地面をはがすような場合に、宅地復旧補助金を使うことはできますか。	土石流により堆積した土砂は対象となりますが、宅地毎で状況が異なるため、現地の確認をさせていただきます。(熱海市)
	・庭の復旧に取り合ってもらえず、自分で復旧した部分があります。	「地盤の復旧」「のり面の復旧」「擁壁の復旧」が補助対象となりますので、改めて個別に内容を確認させていただきます。(熱海市)
	・宅地に関する補助金について、5年先でも利用が出来るのでしょうか。	宅地復旧補助金は、制度開始日である令和5年9月29日から原則1年間で申請期限となっております。ライフライン等の復旧や接道する道路の工事が完了していない場合など、個別具体的な、特段の理由があると認めるものについては、この限りではありませんのでご相談いただければと思います。(熱海市)
	・現地は、段々畑ようになっており、下に降りるには階段が必須です。階段は補助対象ではないのですか。	擁壁と一体となっている場合などは対象となることがありますが、宅地毎で状況が異なるため、現地の確認をさせていただきます。(熱海市)
	・現在、補助対象外のものでも制度を変えれば補助対象になるのでしょうか。	他事例なども参考に検討を重ね決定した制度となり、また、制度を途中で変えるのは不公平を生むなどがありますので、制度の変更は予定しておりません。(熱海市)
	・せめて、別の場所から、自身の土地へ入れるようにしていただきたいです(ほかの民地を通らないと自身の土地へ入れない)。例えば、河川対岸側から入ってこられれば、他の人に迷惑をかけずに入れる状態となります。	土地への入口の占用橋などは、河川管理者である熱海土木事務所へご相談いただければと思います。(熱海市)
	・生活排水を流す経路の確認のため、補助金を使っての土地の測量は可能でしょうか。	排水の為の測量は、対象外となります。(熱海市)
	・宅地復旧補助金の期限内に申請が出せるか不安です。	宅地復旧補助金は、制度開始日である令和5年9月29日から原則1年間で申請期限となっております。ライフライン等の復旧や接道する道路の工事が完了していない場合など、個別具体的な、特段の理由があると認めるものについては、この限りではありませんのでご相談いただければと思います。(熱海市)
	・私有地にある階段が土石流で壊れていますが、その階段は自費で修理しなければいけないですか。	宅地毎で状況が異なるため、個別に現地の確認をさせていただきます。(熱海市)
	・元の生活ができる状態の街に戻るのでしょうか、災害の跡が残る街になるのでしょうか。道路河川は事業で整備すると思うが、空き地はどうなるのでしょうか。	被災前の街並みに戻せるよう、積極的に宅地復旧補助金の活用をお願いしてまいります。(熱海市)

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
公園緑地	・公園緑地予定地は土石流の流れた位置ですが、今後も土砂が流れてこない保証はあるのでしょうか	国の新設堰堤の完成及び県の行政代執行工事で源頭部の不安定土砂を撤去したことにより、安全は確保できていると考えております。 (熱海市)
	・公園緑地整備については、これまで伊豆山地区にそのような施設がなかったため、良いことだと思います。	
	・公園緑地については、伊豆山は高齢者が多いので、休憩する場所として1つでもあったと便利だと思います。	
	・公園緑地を作るなら、せめてトイレは設置して頂きたいです。	公園緑地の整備については、皆様のご意見を伺いながら計画してまいります。(熱海市)
	・下流部の公園緑地に車で来ること想定されますが、路上駐車をされると自宅に入れなくなることが懸念されます。設計上、留意してほしいと思います。	
	・各公園緑地の位置づけを決めていく必要があるのではないのでしょうか。中流・下流は地元住民のための公園としつつ、今住んでいる人向けとして整備できないのかと思います。遊具のある公園が欲しいのであれば、他の地区の公園を利用してもらえないのだろうか。	
	・河川道路工事の用地買収により、戻りたいが戻り土地がない人がいる中、公園予定地が先に決まっている。公園の予定位置が戻りたい人への代替地になる考えはないのでしょうか。	公共空地については、事業の代替地として用地の提供ができる場合がございます。(熱海市)
	・公園をつくる場所があるならば、被災者向け住宅をつくることはできなかったのでしょうか。帰りたい人が帰れるようにすることが先決ではないのでしょうか。	被災者向け住宅は復興基本計画及び復興まちづくり計画に位置付けられていましたが、需要が少なかったことにより、民間賃貸住宅や公営住宅を活用した帰還の支援を検討することとしております。(熱海市)
	・上、中、下流に位置する公園緑地に、それぞれ駐車場ができるよう設計をしているのですか。	皆様のご意見を伺いながら計画していく中で、必要に応じ、設置を検討してまいります。(熱海市)
	・そもそも公園緑地は、3か所も必要なものなのですか。	復興まちづくりWS(R4実施)及び公園緑地WS(R5実施)にて、伊豆山地区への公園設置の要望があり、公共で活用できる用地等も考慮し事業として3カ所計画をしております。皆様のご意見を伺いながら、子どもだけでなく、地域の方が利用できる公園を整備してまいります。(熱海市)
・家の前の道路が壊れていて、地域全体として戻れる環境ではないと考えるが、公園緑地整備を進めるのでしょうか。	令和5年の夏から秋にかけて、ご意見をいただくために公園緑地ワークショップを実施しましたが、時間をかけて進めてほしいとの意見もございました。整備の優先度は河川・道路が最優先であり、公園緑地整備は時間をかけて検討をしていきたいと考えております。(熱海市)	
・子ども人も少なくなっているのに、公園緑地が必要な意味がわからないです。公園緑地をつくることは本当に意味のあるものなのでしょうか。	復興計画策定時のワークショップでは、広い道路、公園が欲しいという意見をいただいております。伊豆山の魅力度、住みやすさを上げていくための1つとして公園緑地整備が必要と考えております。(熱海市)	

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
公園緑地	・ワークショップでは、全員の話を聞けるわけではないと思います。	このような地区別説明会等を活用し、幅広くご意見をいただきたいと考えております。（熱海市）
	・公園緑地予定地に、住宅を建てることは想定しているのでしょうか。	公共空地については、事業の代替地として用地の提供ができる場合がございます。（熱海市）
	・歩行者が歩ける緑道の着工・新設はいつになりますか。	公園緑道整備は計画中のため、現時点で整備時期を示すことはできませんが、出来る限り早い段階で示してまいります。（熱海市）
	・歩道と緑道の違いは何でしょうか。	歩道は人が歩くだけの道であり、緑道は花壇等の緑地がセットになっているイメージとなります。（熱海市）
	・伊豆山神社線の上流部分について、左右両方（兩岸）に緑道はできないのですか。	左岸のみの計画となっております。（熱海市）
	・緑道計画部分について、車の通行は出来ないのでしょうか。	勾配がきつくなってしまい、車の通行はできない為、歩く道を想定しております。（熱海市）
	・緑道の舗装はコンクリート等を予定していますか。	内容や仕様は、皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。（熱海市）
	・地域にトイレがあるとよいと思います。	設置後の維持管理等も考慮し検討してまいります。（熱海市）
	・公園緑地の整備に関して、お金がかかりすぎて維持管理が行き届かず、そのまま放置されるのでは困ります。遊具等大きいものを作って修理できないのも困ります。多くのものを置くことは望まず、20～30年先を見据えて整備をお願いしたいです。緑道も同様に維持管理がしっかりできるよう整備をしていただきたいと思います。	将来的なことも見据えて、検討してまいります。（熱海市）
	・上流の公園緑地に駐車場が欲しいと思います。	利用者の対象エリア等も踏まえ、必要台数を検討してまいります。（熱海市）
	・公園緑地、学校とともに維持管理しやすいように整備をお願いしたいと思います。	いただいた維持管理のご意見はとても大切なため、慎重に検討してまいります。（熱海市）

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
その他	・親（伊豆山在住）に説明会の資料を送っていただいているが、高齢者には内容の判断が難しいことがあります。土石流に関する市からの情報提供を後から知ること多いです。親族でも情報が分かるように、早めに情報を提供していただきたいです。	ご家族と別居の場合、それぞれの家と同じ資料を送ることも可能なため、復興調整室まで申し付けください。（熱海市）
	・湯河原の団地に避難すると便利で帰ってこない、という声も聞きます。浜地区にはジュースの自販機しかないため、たばこやお酒など、ちょっとしたものを買うにも駅近くまで行かないといけません。それだけのためにバスに乗っていく話も聞きます。八百屋の移動販売車が月曜日に来ていますが、移動販売車も上流部から巡回する都合で、浜地区に回ってくる頃にはほとんど品物がなくなっているため、利用しにくいです。	事業者が移動販売を複数台で運行する計画があると聞いております。（熱海市）
	・浜地区は自宅に戻れている人も多い為、上流の方とは要望が異なる点は市も留意する必要があると思います。	他の地区についても丁寧に説明を行いながら事業を実施してまいります。（熱海市）
	・JR線の土手にツタ(植物)が多く、落ち葉となって大量に落ちてくる。開渠だと河川に葉が落ち、河が詰まってしまうのでは心配です。JRも対応をしてくれませんか。	一般的に落ち葉により河川が詰まる可能性は低いと考えておりますが、現地の状況により対策が必要と判断された場合は、鉄道事業者と協議するなどにより対応してまいります。（熱海土木事務所）
	・帰還していない民地からの雑草がひどい状況です。自分の家に向かって生えてきている草はどうすればいいのでしょうか。人を雇って刈っていますが、土地所有者も家が元々古く2年も経っていて状態が悪いので、住めるわけがないと言っています。	行政では民間の土地の管理を行うことは出来かねますが、地元町内会、地元住民、行政が連携して対応できるよう、皆様のアイデアをいただきながら対応策を考えてまいります。（熱海市）
	・もっと早く市長が地元に入って説明をしてほしかったです。今日みたいな機会が初めての場ではなく、本日が、2回目、3回目になっていることが理想でした。被災者には、どんな意見でも市長としゃべる機会があると良いと感じます。	今後も地区別説明会を継続してまいります。（熱海市）
	・住宅再建のための借入れに係る利子助成支援が警戒区域内での再建に限定しているのはどうかと思えます。	当初は、警戒区域内の住宅再建世帯を助成対象としておりましたが、助成対象の範囲を広げ、警戒区域外であっても熱海市内で住宅再建するための借入れをされた場合は、助成対象といたしました。なお、熱海市内で建築、購入、補修により住宅再建をされた世帯につきましては、借入れの有無等を把握するため、再建の際に個別に確認させていただいております。（熱海市）
	・地区別説明会も良いと思うが、タイプ分けをして説明会を行ってほしい。子育て世代とそうでない世代では、考えが違つこともありますし、伊豆山では子育て世代が少数意見になってしまったため、いろいろな立場の人から意見を吸い上げるような形式にしてほしいです。	皆様と意見交換する場を試行錯誤しながら進めているところであり、ご意見は参考にさせていただきます。（熱海市）
	・警戒区域内にあった土地の固定資産税をいつから徴収するのですか。更地とそうでない場合とで税金に6倍の差があると聞きます。ライフライン復旧状況や河川・道路の工事状況によっては、戻りたくても戻れない人がいます。税金は国の法律等により決まっているため、市が賦課しないという判断をすることは難しいと思いますが、賦課した分を補助金で補うなどは考えてほしいです。	令和6年度に関しても元警戒区域内に所在する固定資産に対する税額を一律に全額免除することとしております。（熱海市）
	・いのししを頻繁に見ます。対処してほしいです。	現地を確認し、担当部署と対処法を検討しております。（熱海市）

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
その他	<p>・警戒区域の指定期間中に自宅の掃除をする際に水を使わせてほしいとお願いましたが、市から水は出ないと言われました。しかし、警戒区域が解除され、自宅の水道管を復旧させる際に、市に申請したところ道路下のバルブを開くだけで水が出ました。なぜ警戒区域の間中は、水が出なかったのですか。誰が止める判断をしていたのですか。2年4か月もの間、水を止めていたせいで水道管が錆びて破損してしまいました。水を流すことができれば、水道管を修理する必要もなかったと思います。</p>	<p>令和3年8月に市の水道本管に接続されている給水管の調査を行い、漏水の可能性がある給水管については、漏水を起因とする地盤の陥没や建物及び家財などの損壊、水不足による広域断水等といった二次被害を防ぐための必要な措置として一次止水栓の開栓処理を行わせていただきました。また、水道がご使用できない方がいらっしゃる中、警戒区域の間中により漏水修繕等が難しい状況であったことから、一時立ち入りの際に掃除などに水を使えるよう、仮設の水栓を設置させていただきました。(熱海市)</p>
	<p>・所有している建物の浄化槽が、発災当初の重機の搬入によってひび割れがおこってしまったため、補償してほしいです。</p>	<p>現地の確認をさせていただきます。(熱海市)</p>
	<p>・今回の地区別説明会に市議会議員は参加することができないようですが、なぜですか。議員は、市民の代表であるため、話を聞いてもらった方がいいと思います。</p>	<p>被災者の方が発言しやすいよう、市議会議員も含め被災者以外の方は対象外とさせていただきます。説明会のアンケートでも、「隣近所の方々と話すことができ良かった」という意見や、「この少人数での説明会を続けてもらいたい」といった意見が多く、今後も、同様の形で実施してまいりたいと考えております。(熱海市)</p>
	<p>・電柱が道路沿いに設置されることになると聞いたが、やはり電灯はつけて欲しい。</p>	<p>元警戒区域内については、電柱などに防犯灯及びセンサーライトを設置しております。今後、町内会とも連携し、新設される電柱にも設置できるようにしたいと考えております。(熱海市)</p>
	<p>・発災前は、第四分団の下に太鼓橋(石づくりの小さな橋)がありましたが、災害でなくなってしまったのでしょうか。先日、テレビでも特集されていました。</p>	<p>土石流で流されてしまったかと思われます。(熱海土木事務所)</p>
	<p>・ライフライン復旧は順調にできていますか。東京電力から、電柱を建てさせてほしいと依頼されたがみんな断っています。地権者の了解はとれているのでしょうか。40m間隔で電柱を建てないといけないと聞いています。</p>	<p>ライフライン復旧予定エリアにおいては、電柱位置が確定しております。設置間隔については、場所によって異なります。(熱海市)</p>
	<p>・ガス業者から電話があり、ガス管を通させて欲しいと連絡があったが、地上に敷設したいといわれたので断った。地中でないと困る。いつからいつまでガス管を通すのか等、詳しい内容を知りたいと思います。</p>	<p>ガス管については、本工事が完了した後に仮復旧から本復旧へと切り替えさせていただきます。(熱海土木事務所)</p>
	<p>・電気・水道が12/1から使用できるようになるには、申請が必要なのでしょうか。家の片付けにも電気・水道が必要になります。</p>	<p>電気の引き込み工事は、申請者から電気工事店への依頼が必要となります。東京電力からは、申請に3週間程度かかる可能性もあると聞いております。また、水道をご使用される方については、災害後に料金請求が生じないように発災日に休止としております。そのため、ご使用前の開栓の手続きが必要となりますが、従来の書面での手続きのほかに、お電話での手続きも受け付けます。なお、発災日以降に開栓の手続きを行い、現在ご使用中の方で、継続して使用される場合は手続きの必要はございません。(熱海市)</p>
	<p>・電気工事業者のリストは市からもらえないのか。水道温泉課からは、市の指定工事店のリストをいただいたのですが。</p>	<p>行政の立場上、電気工事業者リストの提供は出来かねますが、代わりに、電気工事にかかわる協会などの問い合わせ先をお知らせさせていただきます。(熱海市)</p>
	<p>・ガスは仮設復旧と言っていましたが、12/1から使えるようになるのでしょうか。</p>	<p>今後予定している河川道路工事の影響とならない場所へ仮設しており、順次使用可能となっております。(熱海市)</p>
	<p>・警戒区域になった際に、泥棒に入られました。警備体制はどうなっていたのでしょうか。害獣にも入られていて、掃除する気も起きません。</p>	<p>防犯等については、警察など関係機関へ情報提供してまいります。また、現在は防犯対策として防犯灯及びセンサーライトを元警戒区域内に設置しております。(熱海市)</p>

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
その他	・警戒区域は解除となったが、夜は街灯がなく暗い様子です。暗い中に戻る事に対しては、ためらいが出てしまいます。	元警戒区域内については、電柱などに防犯灯及びセンサーライトを設置しております。今後、町内会とも連携し、新設される電柱にも設置できるようにしたいと考えております。(熱海市)
	・補償は土地に関する内容でしたが、建物に関する相談もしたいと思います。2年も経つと床・壁は住める状態ではありません。取り壊しも検討したいが、自費だけでは、費用が賅えない事もあります。	警戒区域に指定された地域の家屋等を自ら解体及び撤去する場合、解体及び撤去に要した費用の2分の1を助成しております。(助成上限額500万円) また、全壊・大規模半壊・中規模半壊の世帯が自宅を補修する場合、被災者生活再建支援金(加算支援金)の支給対象となりますが、加算支援金の対象とならない世帯についても、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされた方が、警戒区域解除後に区域内の自己所有の自宅へ戻る場合につきましては、住まいの再建を支援することを目的に転居費用助成金の乗せを行うこととしております。(熱海市)
	・復興計画のワークショップでは、コミュニティバスのような意見もあったはずですが、計画はありませんか。	地域に即した交通手段として、コミュニティバスを含め、様々な交通手段の可能性を検討しております。(熱海市)
	・紀州鉄道ホテル沿いの市道(国道135号線側から岸谷本線へ入り、すぐに左折した市道の1つ目のカーブ付近)について、視認性が悪い箇所があります。また、岸谷2号線が使えず、交通量が増えています。	状況の確認を行い、対策を検討してまいります。(熱海市)
	・元警戒区域内の住宅などが廃墟となっています。野生動物が出没したり、雑草が生い茂っており、管理ができていない状態です。	行政では民間の土地の管理を行うことは出来かねますが、地元町内会、地元住民、行政が連携して対応できるよう、皆様のアイデアをいただきながら対応策を考えてまいります。(熱海市)
	・被災後変わっていく景色を記録として残しておきたいと思い、整備の移り変わりの写真を記録として残してほしいとお願ひしました。	熱海土木事務所では、部分的ではありますが定点観測を実施しており、可能なものは資料の提供をさせていただきますのでご相談いただければと思います。(熱海土木事務所)
	・地区別に分けて地域に住む人ごとの意見を聞くことはとてもいいことですが、やらないことも包み隠さず理由を公開してほしいです。	今後、今回の地区別説明会のような少人数による意見交換を継続し、分かりやすい説明、丁寧な意見聴取に努めてまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・帰りたい人も帰れない人も、来年度の固定資産税を払わないといけなくていいですか。9割補助を受けると支払う税額も変わるのでしょうか。	令和6年度に関しても元警戒区域内に所在する固定資産に対する税額を一律に全額免除することとしております。また、補助金は宅地を元の形に復旧するための必要な経費等を超えることはない為、課税の対象にはなりません。元あったものよりも良い仕様のものを作る場合、それに関しては、支払う税額が変わる可能性があるため、個別に税務署などに確認をお願いできればと思います。(熱海市)
	・収入が1000万円増えると税制優遇も大きく変わります。収入が増えることでもふまえて対応を検討してほしいです。	公共事業に土地の提供をする場合の税控除の仕組みもありますので、個別にご相談いただければと思います。(熱海市)
	・年配の方は特に、役所がなんでもやってくれると思っています。何もわからない人はさらにその傾向が強いと思います。	今後、今回の地区別説明会のような、少人数による意見交換を継続し、分かりやすい説明、丁寧な意見聴取に努めてまいります。(熱海市)
・岸谷倶楽部の税金はどうなるのですか。自分の家が代表だが払わないといけないのですか。	令和6年度に関しても元警戒区域内に所在する固定資産に対する税額を一律に全額免除することとしております。(熱海市)	
・デイサービスに親(90歳)を入居させていますが、費用面に関する問題もあります。親が「戻りたい」と希望しているため、伊豆山地区への居住を検討しています。	どのような選択肢があるかなど、一緒に考えてまいりますので、個別にご相談をいただければと思います。(熱海市)	

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
その他	・「安心」について、居住している方々の生活が担保されていることだと考えます。地域住民が再度住みたいと思う環境への復旧が重要だと感じます。	そのような復旧・復興となるよう努力してまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・今年の6月以降、市長は希望する10人の被災者に会ったと聞いています。私は話を聞いてもらえていません。市で話を聞く人を選んでいるのではないですか。	個別にご相談いただければと思います。なお、昨年10月より少人数で実施している地区別説明会のすべてに市長が出席させていただいております。(熱海市)
	・私だけでなく、周りの人の意見をしっかりと聞きながら進めるべきではないのか。	今後、今回の地区別説明会のような少人数による意見交換を継続し、分かりやすい説明、丁寧な意見聴取に努めてまいります。(熱海市・熱海土木事務所)
	・源頭部に産廃が残っているがどうなのでしょう。このままの状態。伊豆山に住めるのですか。	熱海市伊豆山の逢初川源頭部におきまして、行政代執行により実施していた不安定土砂の撤去工事場所では、産業廃棄物の存在は確認されておりません。工事を行わなかった場所も同様となります。ただし、土石流災害の起点となった場所から北西側にある産業廃棄物につきましては、令和6年1月15日から現土地所有者が撤去作業を開始しております。7月下旬頃までの日程で作業が進められる予定でございます。県は、計画どおりに撤去が進むよう指導を継続してまいります。また、前土地所有者に対しては、引き続き廃棄物処理法に基づいて撤去を指導してまいります。(静岡県産業物リサイクル課)
	・警戒区域が解除となった根拠が見えてこないです。	国による新設砂防堰堤が設置され、源頭部で落ち残っていた約2万㎡の不安定土砂が県の行政代執行により取り除かれ、安全となったため警戒区域を解除いたしました。(熱海市)
	・本日話している内容をみんなに知らせるべきではないでしょうか。	地区別説明会でいただいたご意見は、公表してまいります。(熱海市)
	・被災者の話を聞く部署(被災者支援室)ができたと思うが、このような場に出てきていないです。なぜ本日は来ていないのでしょうか。	本日は事業に関する説明会のため、被災者支援室は出席しておりませんが、いただいたご意見は情報共有をさせていただいております。(熱海市)
	・10月29日付で国交省から告示が出ており(子育てエコホーム支援事業)、土砂法の災害警戒区域には補助が出ないとなっています。警戒区域の中だと、伊豆山でも多くの世帯が該当するのではないだろうか。市民では判断できないので、こうした補助制度についても、市から案内してほしいです。	個々の状況により異なりますので、詳しくは「子育てエコホーム支援事業事務局(電話番号0570-055-224)」までお問い合わせいただければと思います。(熱海市)
	・どうしていいのか情報が少なくてわからないことが不安となっています。	地区別説明会を継続し、丁寧な情報提供を行っていくとともに、現地に設置する現場事務所等における情報掲示、まちづくり通信の継続、既存SNS(HP等)の活用による積極的な情報提供を行ってまいります。(熱海市)
	・猪洞市宮住宅跡地の今後の活用はどう考えていますか。	令和7年度末の完成を目指し、コミュニティ防災センターとしての活用を検討してまいります。(熱海市)
草が生い茂っており、道路に出ているので草を刈ってほしいと考えています。現在、道路向かいの方が刈ってくれています。	行政では民間の土地の管理を行うことは出来かねますが、地元町内会、地元住民、行政が連携して対応できるよう、皆様のアイデアをいただきながら対応策を考えてまいります。(熱海市)	

令和5年度 逢初川流域復旧・復興事業にかかる「地区別説明会」 意見質問への対応回答

項目	意見・質問	対応・回答
その他	・青森市長も、この説明会を持って被災者全員に会ったと思わないでほしいです。	今後も地区別説明会などを継続し、なるべく多くの皆様とお話ができればと考えております。（熱海市）
	・今日、この場でどんな話があったかは、情報の開示をするようにしてほしいです。	地区別説明会でいただいたご意見は、公表してまいります。（熱海市）
	・生活排水を河川に流す場合、占用許可申請をする際には、設計図を書いてもらい、県に許可をもらわないと工事着手できないと考えています。	生活排水を逢初川に流すためには、排水管等を川に接続する必要があり、そのためには、河川占用許可を得る必要があります。河川占用許可は、道路側溝へ排水管の接続をする等の（河川への接続以外に）他に取り得る手段がない場合に限り、条件を付して許可をしております。個別具体的な判断となりますので、設計図を作成する前（後でも）に、熱海土木事務所用地管理課へお問い合わせいただければと思います。（熱海土木事務所）
	・建物の再建築について、柱だけでも残せば、改築扱いで法的に建てられたところもあったかもしれない。	土石流災害のあった土地への再建築については、土地毎の状況や条件が異なり、個別具体的な判断となりますので、熱海土木事務所都市計画課までお問い合わせいただければと思います。（熱海土木事務所）
	・普段から防災無線が聞こえづらいです。大雨の時に聞こえないわけではなく、普段から聞こえません。外に出て聞こえにくく、国道沿いでは車の音で聞こえないのかもしれない。また、伊豆山地区は高齢者が多いため、避難情報を入手できない住民がいると聞いています。防災無線を聞くことのできる機械を利用している家庭もあると聞いたことがあり、高齢者向けの取組であれば今後も続けて欲しいです。	防災ラジオの有償頒布を令和6年度から行っております。ご購入の前に、受信できるかの確認のために防災ラジオの貸出を行っていますので、熱海市危機管理課にお問い合わせいただければと思います。また、熱海市メールマガジンや熱海市LINEの登録を推奨しております。携帯電話やスマートフォンをお持ちの方で、登録が難しく感じられる方には、市役所にご来庁の際や防災訓練、防災出前講座などの機会に登録のお手伝いをいたします。（熱海市）
	・自宅敷地の雨水は河川に流してはいけないのでしょうか。	敷地の雨水を集めて、排水管等を用いて河川に接続する場合には、河川占用許可を得る必要があります。河川占用許可は、道路側溝へ排水管の接続をする等の（河川への接続以外に）他に取り得る手段がない場合に限り、条件を付して許可をしております。個別具体的な判断となりますので、詳細は、熱海土木事務所用地管理課へお問い合わせいただければと思います。（熱海土木事務所）
	・生活排水は川に流していけないものなのでしょうか。	生活排水については、原則、公共下水道に接続して排水していただくことになります。公共下水道が未整備の地域において新たに住居を新築、増築、改築する場合は、合併浄化槽の設置が必要となりますので、合併浄化槽により処理をした水を河川占用許可を得たうえで、排水していただくことになります。河川占用許可は、道路側溝へ排水管の接続をする等の（河川への接続以外に）他に取り得る手段がない場合に限り、条件を付して許可をしております。個別具体的な判断となりますので、詳細は、熱海土木事務所用地管理課へお問い合わせいただければと思います。（熱海土木事務所）
	・上流部については、公共下水を新たに整備する予定はないと聞いています。生活排水などの河川への放流はどうなるのでしょうか。	公共下水道が未整備の地域について新たに住居を新築、増築、改築する場合は、合併浄化槽の設置が必要となりますので、合併浄化槽により処理をした水を河川占用許可を得たうえで、排水していただくことになります。河川占用許可は、道路側溝へ排水管の接続をする等の（河川への接続以外に）他に取り得る手段がない場合に限り、条件を付して許可をしております。個別具体的な判断となりますので、詳細は、熱海土木事務所用地管理課へお問い合わせいただければと思います。（熱海土木事務所）